

島根県建築基準法施行細則新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県建築基準法施行細則</p> <p style="text-align: center;">〔 昭和48年9月7日 〕 〔 島根県規則第75号 〕</p> <p>第1条～第18条 〔略〕</p> <p>第19条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(移転の認定申請に係る添付図書)</p> <p>第19条の2 <u>政令第137条の16第2号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書とする。</u></p> <p>(1) <u>付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）</u></p> <p>(2) <u>配置図（縮図、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路又は計画道路の位置及び幅員を明示すること。）</u></p> <p>(3) <u>各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）</u></p> <p>(4) <u>2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）</u></p> <p>(5) <u>2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）</u></p> <p>2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規</p>	<p>第1条～第18条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届)</p> <p>第19条 法第86条の7の規定により既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（政令第137条の7及び政令第137条の12第4項に規定する範囲内のものに限る。）をする建築主は、不適合既存建築物届（様式第15号）の正本1通及び副本1通に、次に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）</p> <p>(2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）</p> <p>(3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）</p> <p>〔新設〕</p>

定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

第19条の3 〔略〕

第19条の4・第19条の5 〔略〕

第20条・第21条 〔略〕

附 則 〔略〕

様式第1号～様式第16号 〔略〕

(全体計画認定の申請書等の提出部数)

第19条の2 省令第10条の23第1項に規定する全体計画認定申請書及び省令第10条の24第1項に規定する全体計画変更認定申請書は、正本1通及び副本3通を提出しなければならない。

第19条の3・第19条の4 〔略〕

第20条・第21条 〔略〕

附 則 〔略〕

様式第1号～様式第16号 〔略〕